

様式2-1 「インフルエンザに関する登園届」

登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

インフルエンザに関する登園届

【保護者記載】

申請日 年 月 日

園長 殿

年 月 日（医療機関名） において、  
インフルエンザと診断されましたが、年 月 日からは発熱症状が認められず、症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園します。

保護者名 印

園児名

【確認事項】

インフルエンザに感染した場合、発症後5日間を経過し、かつ解熱後3日間を経過（※）するまでは登園できません。登園の際には必ず医療機関の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

※インフルエンザにおいて「発症後5日」の場合の発症とは、「発熱」の症状があらわれたことをさします。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日とします。発症後5日間は出席できません。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
	1日	2日	3日	4日	5日	出席可能
発症（発熱）		解熱	1日	2日	3日	

（注）解熱が土曜日であった場合、火曜日は出席不可。翌水曜日から可能となります。